

テレビ小山放送契約約款

2022年7月

ケーブルテレビサービス契約約款

契約者は料金その他の債務(延滞利息を除く)について支払期日を経過てもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払日の前までの日数について、年14%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。但し、支払期日の翌日から起算して10日内に支払があった場合は、この限りではありません。

テレビ小山放送株式会社(以下「当社」という)と当社が行うサービスの提供を受ける者(以下「契約者」という)との間に締結される契約(以下「加入契約」という)は以下の条項によるものとします。

第1条(サービス提供)
当社は、サービスを提供する区域(以下「サービス区域」という)内において、契約者に次のサービスを提供します。

- (1)放送事業者のテレビジョン放送(多重放送を含む)の同時再送信サービス
- (2)FMラジオ放送の同時再送信サービス
- (3)有線テレビジョン放送施設の規制第2条第3号の規定に従う自主放送番組サービス。この自主放送番組の内容についてはペーシック番組、オプション番組とコマーシャル番組とする

第2条(契約の単位)
当社は、同一加入引込線1回線ごとに1つの加入契約を締結します。但し、集合住宅、事業所については別途規定によるものとします。

第3条(料金の成立)
加入契約は加入申込者が加入契約申込書に記載の定め並びにこの約款を承認し、加入契約申込書に必要事項を記入の上、当社に申込み、当社がこれを承認したときに成立するものとします。

2. 加入契約は契約料の支払日を除いて、必ず地主、家主、その他の利害関係者の承認を得ておくものとし、後日問題が生じた場合は、当社は責任を負いません。

3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には申込を承認しないことがあります。又、承諾後においても次に該当する事実が判明した場合、過度の責めを負うことなくその承諾を取消すことができるものとします。

(1)当社のサービスを提供する者に監視を設置するとき等の行為がある場合

(2)加入申込者が自己に譲せられた債務の履行に意図があるなど当該契約上譲渡される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合

(3)加入契約申込書の記載事項に虚偽の不正名義、捺印、識別のための番号情報等の相違・記入漏れ等がある場合

(4)加入申込者が当社の放送する番組の不正な権利を侵害する行為があると認められる場合

(5)料金未払いの方法について、当社が定める方法に従っていないだけの場合は

(6)加入申込者が当社契約に違反する恐がんと認められる場合

(7)当社の運営上の理由で、加入申込者が当社の運営に影響を及ぼすおそれがある場合

4. 二十歳未満の方は申込いたしません。

5. 当社は承認のため身分証の提示を求める場合があり、加入申込者はこれに応じるものとします。

第4条(契約の申込の撤回)
加入申込者は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申込の撤回又は当該契約の解除を行うことができます。

2. 前項の規定による加入契約の申込の撤回は、同封の書面を發したときに効力を生じます。

3. 前項の規定により加入契約の申込の撤回を行った者は、加入契約料の返付を請求することができます。但し、予め加入申込の撤回をする旨の意をもって加入契約の申込を行った場合等、加入契約をしようとする者に対する保護をはかることとする同項の規定の趣旨に反するとして認められるときは、この限りではありません。

第5条(最低利用期間)
加入申込者は、加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申込の撤回又は当該契約の解除を行うことができます。

2. 前項の規定による加入契約の申込の撤回は、同封の書面を發したときに効力を生じます。

3. 前項の規定により加入契約の申込の撤回を行った者は、加入契約料の返付を請求することができます。但し、予め加入申込の撤回をする旨の意をもって加入契約の申込を行った場合等、加入契約をしようとする者に対する保護をはかることとする同項の規定の趣旨に反するとして認められるときは、この限りではありません。

第6条(料金などの支払い方法)
契約者は、別表に定める料金表に従い、当社に登録料、工事費、利用料等について、当社が指定する期間までに指定する方法により支払うものとします。

2. ハイ番組料金の支払は、利用料を当社に支払うものとします。また、オプション番組のサービス料金を支払うものとします。

3. 落實、障害による放送の減算料、やむを得ない事由により当社第1条に定めるサービスの提供ができなかった場合、原則として利用料の減算料はないものとします。但し、日々のうち障害で10日以上にわたるそのサービスの提供ができない場合に障害に限り対応するものとします。

4. 社会、経済情勢の変化にともない、利用料を改定することができます。その場合には、改定期の1ヶ月前までに当該契約者に通知します。

5. 料金表の内にはNTR放送料(地上波・衛星波)は含まれないものとします。

第7条(料金などの支払い方法)
契約者は、別表に定める料金表に従い、当社に登録料、工事費、利用料等について、当社が指定する期間までに指定する方法により支払うものとします。

2. ハイ番組料金の支払は、利用料を当社に支払うものとします。

3. 当社は、原則として契約者に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

第8条(セットトップボックスの貸し出し)
契約者は、セットトップボックス(貸出料)及び実質も含む。以下「STB」という)本体は当社の所有とし、契約者に貸与します。尚、解約時に当社が設置している施設について、契約者がその設置に必要な費用を負担するものとします。放送が無い場合は、損害の賠償を請求致します。

2. 契約者は、故意又は過失によりSTBを破損・紛失させた場合、その相当分を当社に支払うものとします。

3. STBのモニコン等の破損、転落又は紛失した場合には、有償にて交換するものとします。

第9条(施設の設置及び費用の負担)
当社は設置する有線放送テレビジョン放送施設(以下「本施設」という)のうち、放送センターから保安器及びBV-ONUの出力端子までの施設(以下「当社施設」といいます)を所有する。その設置に要する費用を負担するものとします。

2. 契約者は、契約者若しくは当社施設に引込むために必要な、自営工事の工事費、建設工事費、鉄筋コンクリート穴あけ等の特別工事に要する費用を負担するものとします。

3. 住宅開発事業者により開発された区域の施設工事については1項の定めにかかわらず、協議の上、相方の工事負担額を決めるものとします。

4. 本施設の施工工事及び契約者の宅内工事は当社又は当社が指定した工事業者が行うものとします。

第10条(施設の所有関係)
本施設の内、放送センターから保安器及びBV-ONUの出力端子までの施設及びSTB本体は当社の所有とします。保安器及びBV-ONUの出力端子以降のすべての施設(但し、STBを除く)及び第9条で規定した自営工事、地下配線設備は契約者の所有とします。

第11条(施設の維持業務)
当社は放送センターから保安器及びBV-ONUの出力端子までの施設及びSTB本体は当社の所有とします。保安器及びBV-ONUの出力端子以降のすべての施設(但し、STBを除く)及び第9条で規定した自営工事、地下配線設備は契約者の所有とします。

2. 契約者は、当社が施設維持管理の必要上、サービスの提供を一時停止した場合、これを承認するものとします。

第12条(故障・保守等に伴う責任負担)
当社及び契約者は、施設に異常が発生した場合はそれぞの所有区分に従って、修復の費用を負担するものとします。契約者の故意、過失によって当社所有的施設に故障が生じた場合、その修復費用は契約者が負担するものとします。

2. 当社は、故意又は過失によるサービスの停止に基づく損害の賠償には応じません。

第13条(放送利用又は放送の一時停止による損害)
当社は、契約者の放送利用又は放送の一時停止による損害があつても賠償には応じないものとします。

第14条(災厄に関する事項)
当社は、災厄が発生した場合は、落雷により保安器及びBV-ONUの出力端子以降の施設(STBは除く)が破損した場合は、当社はその責任を負わないものとします。放送が無い場合は、損害の賠償を請求致します。

2. 当社は、故意又は過失によるサービスの停止に基づく損害の賠償には応じません。

第15条(料金の改正)
契約者が当社に改定する工事費の内訳でSTBを破損・紛失させた場合、その相当分を当社に支払うものとします。

2. 契約者が加入契約料又はSTBを改定する工事費に定めた台数を超えてSTBを当社に接続することを禁止します。

3. 契約者が当社又は当社の指定する工事業者が本施設の検査修復を行なうために契約者の敷地、家屋、構築物等の出入りに協力を求めた場合、これに便用を求めるものとします。

4. 第16条(料金の無使用、利用料の禁止)
契約者は、当社のサービスの休止及び再開を希望する場合、休止の場合は再開を希望する25日までに、再開の場合は再開を希望する25日までに、当社所定の書式により申し出るものとします。休止期間は最長で3年とします。3年を経過しても再開の申し出がない場合は、3年が経過した日の属する月の前月までの期間の料金は無料とします。

5. 契約者は、料金の無使用、利用料の禁止

6. 第16条の規定により当社のサービスを第三者に提供すること、及び対価を受けて当社のサービスを第三者に上演することを禁止します。

7. 第17条(放送内容及びサービス種類の変更)
当社はもとより放送内容及びサービス種類を変更することができます。なお変更によって起こる損害の賠償には応じないものとします。別表に定める料金表のケーブルテレビサービスの種類は、当社の所定の手続きにてサービス種類の変更を請求することができます。

8. 第18条(料金の改正による変更)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

9. 第19条(設置場所の変更)

契約者は、当社のサービスの休止及び再開を希望する場合、休止の場合は再開を希望する25日までに、再開の場合は再開を希望する25日までに、当社所定の書式により申し出るものとします。休止期間は最長で3年とします。3年を経過しても再開の申し出がない場合は、3年が経過した日の属する月の前月までの期間の料金は無料とします。

10. 第20条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

11. 第21条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

12. 第22条(料金の改正による変更)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

13. 第23条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

14. 第24条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

15. 第25条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

16. 第26条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

17. 第27条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

18. 第28条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

19. 第29条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

20. 第30条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

21. 第31条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

22. 第32条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

23. 第33条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

24. 第34条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

25. 第35条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

26. 第36条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

27. 第37条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

28. 第38条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

29. 第39条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

30. 第40条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

31. 第41条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

32. 第42条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

33. 第43条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

34. 第44条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

35. 第45条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

36. 第46条(料金の改正)

当社は、契約者の変更による料金の改正による変更を認めます。

37. 第47条(料金の改正)

